



医療機関版

## NEWS LETTER

2022年2月号

社会保険労務士法人MIKATA

札幌市中央区北4条西17丁目1-10 グリーンヒルズ2階  
TEL : 011-616-8177 / FAX : 011-644-6675

Topic

## メールで届く請求書、保存は紙？データ？



この1月から始まった電子取引データの保存の義務化は、令和4年度税制改正大綱により、2年の救済期間が設けられました。申告所得税・法人税で書類の保存義務がある**すべての方が対象**となるこの制度、対応はお済みですか？

## ファイルでもらったら、紙はダメなの？

請求書や領収書などの取引に係る書類は、所得税法や法人税法により保存が義務付けられています。最近では、電子メールやインターネットを利用して送受信することが増えてきました。これを「電子取引」といいます。

これら電子取引の請求書等について、1月以降、原則として出力した紙での保存が認められず、電磁的記録での保存のみとなります。

例えば電子メールでPDFファイルの請求書を受け取ったとき、印刷して紙で保存したら、電子メールごと削除していませんか？これからは紙ではなく、このPDFファイル自体の保存が必須。安易な削除は禁物です。

## データ保存が必要なのはどんな場合？

では実際、どれが保存の対象となったのでしょうか？基本的には「紙でやりとりしていた場合に通常記載される情報が含まれる電子データ」がこれに当たります。例えば次の場合に、該当する可能性があります。

## 【電子データの例】

- 電子メールで受け取った請求書等
- 立替精算時に従業員から提出された領収書等のデータ
- ショッピングサイトでの物品購入時の請求書データ
- 電子請求書(Web 請求書システム)等
- インターネットやアプリで利用したクレジットカードの利用明細データ
- インターネットやアプリで利用した交通系ICカード(例:Suica、ICOCA)の支払いデータ
- QRコード決済(例:LINE Pay、PayPay)など、スマホアプリによる決済の取引データ
- インターネットバンキングなどのEDI取引データ
- その他、公共料金や通信料金、配送料金など、クラウドサービス上で閲覧、専用サイトからダウンロード、スクリーンショットなどで保存したデータ
- ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機で、書面に出力せず電子データのまま保存している請求書
- DVDなどの記録媒体を使った請求書など

なお、対応が間に合わない場合は、一定の要件のもと、2023年末まで経過措置が適用できます。準備をお急ぎください。

参考：国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf)

# 医療機関等における1人平均賃金の改定状況

新年度の賃金改定の参考資料として、2021年11月に発表された調査結果\*などから、医療機関等の賃金改定に関するデータをみていきます。

## 1人平均賃金引き上げ割合は増加

上記調査結果から、医療機関等（以下、医療、福祉）における1人平均賃金の改定状況をまとめると、下表のとおりです。

医療、福祉の賃金改定状況(%)

	医療、福祉		全体	
	2020年	2021年	2020年	2021年
引き上げ	83.7	86.9	81.5	80.7
引き下げ	1.1	-	2.1	1.0
実施しない	6.5	4.8	9.5	10.1
未定	8.7	8.3	6.9	8.2

厚生労働省「令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

医療、福祉では、2021年の1人平均賃金を引き上げた又は引き上げる（以下、引き上げ）割合が86.9%となりました。2020年より3.2ポイントの増加です。回答企業全体よりも高い状況です。改定を実施しない割合は4.8%、未定は8.3%で、いずれも2020年より減少しています。なお、引き下げた又は引き下げる（以下、引き下げ）割合はありませんでした。

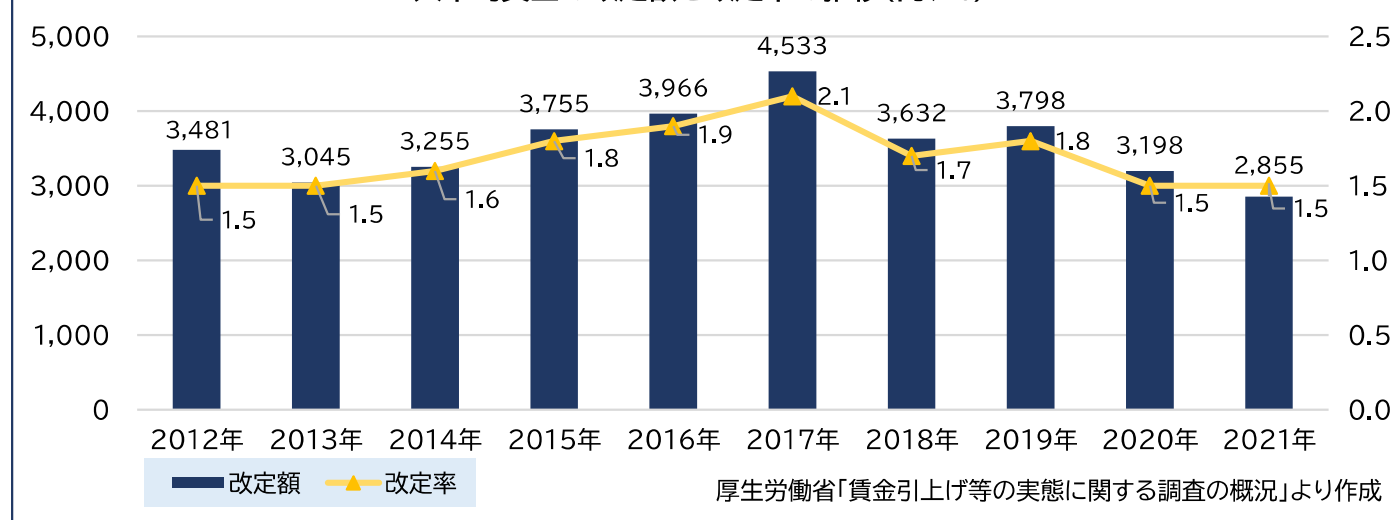
## 改定額は2年連続で減少

次に、前記および過去の調査結果から、医療、福祉の1人平均賃金の改定額と改定率の推移をまとめると、下グラフのとおりです。

2021年の改定額は2,855円でした。2年連続で減少し、3,000円を下回りました。直近の10年間では初めてです。改定率は1.5%で2020年と同じですが、やはり直近の10年では2012年、2013年とも並んで最も低い状況です。全体の改定額は4,694円、改定率は1.6%で、それと比べても低くなりました。

2021年の医療、福祉の賃金改定状況は、引き下げ割合がなく、引き上げ割合は前年より増加したものの、改定額は直近10年では最も低くなりました。コロナ禍でも賃上げを行った医療機関等は増えたものの、その額については、前年以前の水準にすることが難しかったといえそうです。2022年はどうなるでしょうか。

1人平均賃金の改定額と改定率の推移(円、%)



\*厚生労働省「令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

一定の産業に属する会社組織の民間企業を調査対象に、産業・企業規模別に抽出した3,597社を調査対象として2021年7月～8月に行われた調査です。ここで紹介したデータは、常用労働者100人以上の企業（調査対象企業数は3,263社、有効回答企業数は1,708社）について集計したものです。数値は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/21/index.html>

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『生理休暇の申請があった際の対応』



女性職員から、生理で体調が優れず休みたいと、生理休暇の請求がありました。今回は休暇を認めましたが、当院では事前にシフトで人員配置を決めているので、できる限り出勤してもらいたいと考えています。生理日でも出勤をさせたり、休みの日数に制限を設けたりすることはできますか？



女性職員から生理休暇の請求があった場合、医院は、請求された期間に就業させることはできません。また、生理休暇の取得日数も制限することはできないため、医院は、女性職員から請求のあった日数の休暇を認める必要があります。

#### 詳細解説：

##### 1. 生理休暇とは

女性職員が、生理日に下腹痛、腰痛、頭痛等で著しく体調を崩し、仕事をするのが困難な状態にある場合、本人から休暇の請求があったときは、医院は請求した女性職員を働かせることはできません(労働基準法第68条)。また、生理は期間や症状・体調不良の程度に個人差があり、基準を設けることができないことから、医院が就業規則などで休暇日数の制限を設けることもできません。



さらに、1日単位での取得だけでなく、半日や時間単位での生理休暇の請求が女性職員からあった場合、医院はその休暇の請求に応じる必要があります。具体的には、「痛み止めを飲んで時間が経てば症状が落ち着くので午前だけ休みたい」、「急に生理が来て体調が悪くなってきたので早退したい」といった請求が考えられます。

なお、生理休暇の時間に対して給与を支払う義務はないため、有給とするか無給とするかを就業規則で定めておく必要があります。

##### 2. 生理休暇の申請があった場合の証明

生理休暇は、その性質上事前に申請することが難しいため、当日申請するケースが多くみられます。その際、女性職員に対し、「生理によって就業が著しく困難であったこと」の証明として医師の診断書などを提出させることはできず、証明を必要とする場合であっても、対象の女性職員の上司や同僚の証言程度の簡単な証明で足りるとされています。

近年、働き続ける女性が増えています。女性職員がいる事業所のうち、生理休暇の請求があった事業所の割合は3.3%、生理休暇を請求した女性職員の割合は0.9%です(厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」)。生理休暇を請求しづらいといった女性職員の声もありますが、体調不良であるにもかかわらず無理をすることで、業務の能率が低くなりミスが生じることも想定されます。生理休暇の法的な位置づけを確認し、適切な運用を考えることも、職員の能率低下やミス防止の対策として重要でしょう。

# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『効率の阻害 ①押して引く』



#### 効率の阻害 ①押して引く



#### ワンポイントアドバイス

現在、どの業種・企業においても、仕事の生産性ということが注目されています。

『生産性』とは、投入（インプット）における産出（アウトプット）を指します。

もっと具体的にお伝えするならば、働く時間において、如何に効率良く成果を出すかということです。皆様は、常日頃時間を意識しながら効率良く仕事をしているのでしょうか。

日常業務のミス・ロスが不効率に繋がるわけですが、実際にどのような仕事の仕方や行動がミスやロスというものなのかに気づかなくては、改善することができません。

今回のアイさんは、患者様にお名前を記入してもらうタイミングを『今』と言った後で、“やっぱり”と前置きして『最後に』と言い直しています。

そして、不審に思われた患者様に言われて、確認をするようです。

このような、押して引いてのパターンは非常に効率が悪く、自分も周りも労力を使って疲れてしまい、**時間のロス**に繋がります。

この傾向を持っている人は、落ち着いて考え、行動し、一つひとつ確実に確認するクセをつけなくてはなりません。

院内で声を掛け合い、改善できると良いでしょう。